

【論点】

特許法および条約

1. 指定官庁における請求の範囲、明細書及び図面の補正（PCT28条）

- (1) 出願人は、各指定官庁において所定の期間内に請求の範囲、明細書及び図面について補正をする機会を与えられる。指定官庁は、出願人の明示の同意がない限り、その期間の満了前に特許を与えてはならず又は特許を拒絶してはならない。
- (2) 補正は、出願時における国際出願の開示の範囲を超えてしてはならない。ただし、指定国の国内法令が認める場合は、この限りでない。
- (3) 補正は、この条約及び規則に定めのないすべての点については、指定国の国内法令の定めるところによる。
- (4) 補正書は、指定官庁が国際出願の翻訳文の提出を要求する場合には、その翻訳文の言語で作成する。

2. 通常実施権の対抗力（特 99 条）

通常実施権は、その発生後にその特許権若しくは専用実施権又はその特許権についての専用実施権を取得した者に対しても、その効力を有する。

【過去問】

特許法および条約

1. 指定官庁における請求の範囲、明細書及び図面の補正（PCT28条）

- ◆短答【令和2年 条約1－1】 ⇒ ×
指定国は、請求の範囲、明細書及び図面について、出願人が、出願時における国際出願の開示の範囲を超えた補正をすることを認める国内法令を定めてはならない。

- ◆論文【令和2年 特・実I】

2. 通常実施権の対抗力（特 99 条）

- ◆短答【平成29年 特・実16－ハ】 ⇒ ○
特許権 **A** につき、**T** が、先使用による通常実施権を有する場合、**T** の通常実施権は、**Z** に対してもその効力を有する。

- ◆論文【令和2年 特・実II】

【論点】

3. インクタンク事件（最高裁平成 19 年 11 月 8 日判決）

特許権者等がわが国において譲渡した特許製品につき加工や部材の交換がされ、それにより当該特許製品と同一性を欠く特許製品が新たに製造されたものと認められるときは、特許権者は、その特許製品について、特許権を行使することが許される。

そして、特許製品の新たな製造に当たるかどうかについては、当該特許製品の属性、特許発明の内容、加工及び部材の交換の態様のほか、取引の実情等も総合考慮して判断するのが相当である。

4. 特許要件の特例（特 184 条の 13）

(1) 特 29 条の 2 に規定する「他の特許出願等」が国際特許出願等の場合の規定

(2) 原文を基準明細書、特許請求の範囲又は図面として規定

- ① 「願書に最初に添付した明細書等」は「国際出願日における明細書等」と読替える。
- ② 翻訳文未提出により特 184 条の 4 第 3 項で取下擬制された出願は除外
- ③ 「発行」は「発行又は国際公開」と読替える。

【過去問】

3. インクタンク事件（最高裁平成 19 年 11 月 8 日判決）

◆短答【平成26年 特・実28－3】 ⇒ ○

特許権者が日本において譲渡した特許製品につき加工や部材の交換がされ、それにより当該特許製品と同一性を欠く特許製品が新たに製造されたものと認められるときは、特許権者は、その特許製品について、日本で特許権を行使することができ、上記にいう特許製品の新たな製造に当たるかどうかについては、当該特許製品の属性、特許発明の内容、加工及び部材の交換の態様のほか、取引の実情等も総合考慮して判断される。

◆論文【令和 2 年 特・実Ⅱ】

4. 特許要件の特例（特 184 条の 13）

◆短答【平成28年 特・実20－ホ】 ⇒ ×

外国語でされた国際特許出願において、国内書面提出期間内に国際出願日における明細書及び請求の範囲の日本語による翻訳文が提出されず、その国際特許出願が取り下げられたものとみなされた場合であっても当該出願が国際公開されたものであれば、その国際特許出願の出願の日より後に出願された特許出願は、その国際特許出願をいわゆる拡大された範囲の先願として、特許法第 29 条の 2 の規定により拒絶される。

◆論文【令和 2 年 特・実Ⅰ】

【論点】

5. パリ条約による優先権の効果（パリ条約4条B）

優先期間の満了前に他の同盟国においてされた後の出願は、その間に行われた行為、例えば、他の出願、当該発明の公表又は実施、当該意匠に係る物品の販売、当該商標の使用等によって不利な取扱いを受けないものとし、また、これらの行為は、第三者のいかなる権利又は使用の権能をも生じさせない。優先権の基礎となる最初の出願の日前に第三者が取得した権利に関しては、各同盟国の国内法令の定めるところによる。

【過去問】

5. パリ条約による優先権の効果（パリ条約4条B）

◆短答【平成24年 条約56－5】 ⇒ ×

パリ条約の同盟国 **X** の国民である出願人 **甲** が同盟国 **X** に出願した発明 **イ** に係る特許出願 **A** を基礎として、パリ条約4条A(1)に規定する期間の満了前に他の同盟国 **Y** に出願人 **甲** が出願した発明 **イ** に係る後の特許出願 **B** は、出願 **A** の出願日から出願 **B** の出願日の間に行われた出願人 **甲** による当該発明 **イ** の公表又は実施がある場合、パリ条約上、不利な取扱いを受けることがある。

◆論文【令和2年 特・実I】

【論点】

意匠法

1. 関連意匠（意 10 条 5 項）

関連意匠に係る出願は、その本意匠の意匠登録出願の日以後であつて、当該関連意匠に係る最初に選択した一の意匠の出願の日から 10 年を経過する日前である場合に限り、9 条第 1 項又は第 2 項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができる（意 10 条 5 項で読み替えて適用する意 10 条 1 項）。

2. 先使用による通常実施権の発生要件（意 29 条）

- (1) 意匠登録出願に係る意匠を知らないで自らその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をし、又は意匠登録出願に係る意匠を知らないでその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をした者から知得したこと
- (2) 意匠登録出願の際現に日本国内においてその意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者であること

【過去問】

意匠法

1. 関連意匠（意 10 条 5 項）

◆短答【令和 2 年 意匠 6－1】 ⇒ ○

意匠ハが意匠イとは非類似の場合であっても、意匠ハに係る意匠登録出願 **㉠** は、意匠 **㉡** を本意匠とした関連意匠として意匠登録を受けることができる。なお、意匠 **㉡** に係る意匠権 **B** は存続しているものとする。

◆論文【令和 2 年 意匠 I】

2. 先使用による通常実施権の発生要件（意 29 条）

◆短答【平成 29 年 意匠 10－3】 ⇒ ○

乙 は、**甲** の意匠登録出願に係る意匠を知らないで自らその意匠に類似する意匠の創作をし、**甲** の意匠登録出願の際、現に日本国内においてその意匠の実施である事業をしており、その後も、その実施の事業の目的の範囲内において実施をしているにすぎないという主張。

◆論文【令和 2 年 意匠 II】

【論点】

3. 秘密意匠（意 14 条 1 項）

意匠登録出願人は、意匠権の設定の登録の日から 3 年以内の期間を指定して、その期間その意匠を秘密にすることを請求することができる。

【過去問】

3. 秘密意匠（意 14 条 1 項）

◆短答【令和 2 年 意匠 2－2】 ⇒ ×

意匠登録出願人は、出願と同時に、又は意匠権の設定の登録を受ける際の登録料の納付と同時に、意匠公報の発行の日から 3 年以内の期間を指定して、その期間その意匠を秘密にすることを請求することができる。

◆論文【令和元年 意匠 I】

【論点】

商標法および条約

1. 国の紋章等の保護（パリ条約第6条の3）

- (a) 同盟国は、同盟国の国の紋章、旗章その他の記章、同盟国が採用する監督用及び証明用の公の記号及び印章並びに紋章学上それらの模倣と認められるものの商標又はその構成部分としての登録を拒絶し又は無効とし、また、権限のある官庁の許可を受けずにこれらを商標又はその構成部分として使用することを適当な方法によって禁止する。
- (b) (a)の規定は、1又は2以上の同盟国が加盟している政府間国際機関の紋章、旗章その他の記章、略称及び名称についても、同様に適用する。ただし、既に保護を保障するための現行の国際協定の対象となっている紋章、旗章その他の記章、略称及び名称については、この限りでない。

2. 設定の登録前の金銭的請求権等の発生要件（青本商 13条の2第1項）

金銭的請求権の創設の趣旨が商標に化体した業務上の信用を保護することにあり、商標登録出願人に業務上の損失を与えた事実の存在を当該請求権の発生要件としたことから、当該請求権の発生の前提として、出願人による出願に係る商標の使用の事実が必要とされることとなる。

【過去問】

商標法および条約

1. 国の紋章等の保護（パリ条約第6条の3）

◆短答【平成30年 条約8－ハ】 ⇒ ○

同盟国は、同盟国の国の紋章、旗章その他の記章、同盟国が採用する監督用及び証明用の公の記号及び印章ならびに紋章学上それらの模倣と認められるものの商標又はその構成部分としての登録を拒絶し、又は無効とし、また、権限のある官庁の許可を受けずにこれらを商標又はその構成部分として使用することを適当な方法によって禁止する。ただし、監督用及び証明用の公の記号及び印章の禁止に関する規定は、当該記号又は印章を含む商標が当該記号又は印章の用いられている商品と同一又は類似の商品について使用されるものである場合に限り、適用する。

◆論文【令和2年 商標Ⅱ】

2. 設定の登録前の金銭的請求権等の発生要件（青本商 13条の2第1項）

◆短答【令和元年 商標5－4】 ⇒ ×

商標登録出願人が、商標登録出願をした後に当該出願に係る商標を使用していない場合であっても、当該出願に係る内容を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後商標権の設定の登録前に当該出願に係る指定商品又は指定役務について、当該出願に係る商標の使用をした者に対し、常に、当該使用により生じた業務上の損失に相当する額の金銭の支払を請求することができる。

◆論文【令和2年 商標Ⅰ】

【論点】

3. 商標登録を受けることができない商標（商4条1項3号）

次に掲げる商標については、3条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。

国際連合その他の国際機関（ロにおいて「国際機関」という。）を表示する標章であって経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標（次に掲げるものを除く。）

イ 自己の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似するものであって、その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

ロ 国際機関の略称を表示する標章と同一又は類似の標章からなる商標であって、その国際機関と関係があるとの誤認を生ずるおそれがない商品又は役務について使用をするもの

【過去問】

3. 商標登録を受けることができない商標（商4条1項3号）

◆短答【平成30年 商標9－2】 ⇒ ○

国際連合その他の国際機関を表示する標章であって経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標であっても、商標登録を受けることができる場合がある。

◆論文【令和2年 商標Ⅱ】